

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2025年（令和7年）

May 5月号

鹿児島労働局幹部着任挨拶



健やかな成長を祈って

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島労働局幹部着任挨拶	2～4
労働基準関係人事異動	5
令和7年度鹿児島労働局行政運営方針について	6～12
産業保健	
～労働者の健康を守る局所排気装置について～	13
令和8年3月	
新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について	14

令和6年業種別死傷災害発生状況（確定版）	14
業種別死傷災害発生状況 令和7年3月末（速報値）	15
化学物質の自律的な管理の取り組みは進んでいますか？	16
さんぽセンター	
（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内	17
令和7年6月・7月の講習開催のご案内	18

さくらじま

5月は、春から夏へと移り変わり一年のうちで最も過ごしやすい季節がやってきた。1年を24等分して作られた二十四節気の季語は、立夏と小満があり立夏は新緑が増え、夏の気配が感じられる頃、小満は、草木が成長して生い茂るといわれています。

街中の景色も色とりどりの花に満ちあふれ心地良さを感じます。

さて、近年は世界的な温暖化により気候変動がささやかれています。二十四節気は昔から農作業などに活かされていたようで日本の風土に合っているように思います。

小生も二十四節気を頼りに少しばかりの野菜を育てており、季節を感じながら農作業に精を出しています。

今年の八十八夜は5月1日で、一番茶（新茶）の摘み取りの頃とされていますが、この日に摘んだお茶を飲むと長生きできるという伝えがあるそうです。鹿児島県は念願のお茶生産日本一になりお茶好きな私にとってはうれしい限りで、ちまきを食べながら新茶を味わってみたいと思います。

新年度が始まり1か月が過ぎましたが、新入社員、人事異動で新たな部署に就かれた方など新しい生活に慣れてきましたでしょうか。リフレッシュしながら少しづつ前に進んで行きましょう。



着任のご挨拶

鹿児島労働局
総務部長ほりいけ
堀池 がく
岳

新緑の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付で鹿児島労働局総務部長を拝命いたしました堀池と申します。何卒よろしくお願いいたします。

出身地は滋賀県になります。私が子供の頃、日本一の長距離列車は寝台特急「はやぶさ」号であったかと思えます。東京を夕方早い時間に出発し滋賀県内を深夜に通過、山陽本線、鹿児島本線を経て西鹿児島駅まで。西鹿児島とはどんな場所だろう。子供心に鹿児島という地に憧れが芽生え、学生時代に初めて西鹿児島駅に降り立った日は感慨深いものがありました。社会人になってからも何度か観光で訪れ、今回、鹿児島労働局で勤務できることに大きな喜びを感じております。誠心誠意頑張りたいと思います。

私は厚生労働省に入省後、労働基準局を中心に様々な部署を渡り歩いたのち、三重労働局、東京労働局で労災補償課長を、直近では3月までの2年間厚生労働省労働基準局で勤務し、令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく給付金の支給事務に携わっておりました。

鹿児島労働局の使命は、「働く」ことに関する行政分野のさまざまな課題について本県の情勢を踏まえ、確実に取り組み、解決に繋げることです。そのために労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となってまいりますので、何卒引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鹿児島労働局
雇用環境・均等室長さと
佐藤 かおる

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで雇用環境・均等室長を拝命いたしました佐藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

雇用環境・均等室は、一言で申し上げるならば「働き方改革」を担当する部署ですが、「働き方改革」は非常に幅広い施策となります。言い換えるならば「誰もが働きやすい職場環境整備」であり、「性別」や「年齢」、「国籍」等といったことにとらわれず、また個々人の「育児や介護の必要がある」、「体調を崩し治療中である」等といった状況、また「短時間労働者」、「派遣労働者」、「フリーランス」等どのような雇用形態を選択しても、「働きやすい職場環境」を目指すものです。

法律の動きで申しますと、昨年育児・介護休業法が改正され、本年4月に一部が施行、10月にも2段階目の施行を控えております。

また、現在「女性活躍推進法」の改正や「労働施策総合推進法」等を改正して「カスタマーハラスメント」等を法制化する動きもございます。

職場におけるさまざまなハラスメントについては、セクハラ、パワハラ、いわゆるマタハラがございますが、相談が非常に多い部分でございます。ハラスメントがあれば「誰もが働きやすい」とは言えないこととなりますので、ハラスメントのない職場環境を整備いただくことも、「働き方改革」の一つとなります。

会員の皆様方には、就業規則変更手続き等、ご面倒をおかけする場面もございますが、ご不明な点がございましたら、雇用環境・均等室にお尋ねいただければと考えております。

最後になりましたが、貴協会並びに会員事業場の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部長

ふじわら みきひろ
藤原 幹大

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付で労働基準部長を拝命いたしました藤原と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

3月までは高知労働局において総務部長として勤務しておりました。労働基準部長は、令和2年度から4年度までの3年間福井労働局で経験しておりますが、令和5年度に第14次労働災害防止計画が始まり、化学物質の労働災害を防止する新たな規制に係る労働安全衛生規則が施行され、令和6年度には時間外労働上限規制が猶予されていた業種にも適用されております。

また、最低賃金に関しては、昨年の総理の所信表明演説において「2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます。」との発言もあり、賃上げは政府の重要課題となっており、最低賃金の履行確保や、中小企業への支援策については、周知徹底が必要となっております。

これらに加え、無期転換ルール及び労働契約関係の明確化に関する「就業場所・業務の変更の範囲」が追加される等の見直しや、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」に対する附帯決議等を踏まえ、労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業が追加される等2年の間ですが、状況に大きな変化があり、労働基準行政への期待と責任は増していると痛感しているところで

す。

これら諸課題につきまして、労働基準部各課室及び県内の労働基準監督署が一丸となって取り組んでまいりますので、貴協会及び会員の皆様方におかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
総務部 労働保険徴収室長

みすみ ゆうじ
三角 裕二

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

これまで、労働局や労働基準監督署において、労災補償給付業務を中心に携わってまいりましたが、貴協会並びに会員の皆様方には格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険制度は、業務及び通勤に起因して負傷等された方への労災保険給付、失業された方への雇用保険給付や雇用調整助成金等の各種助成金など、労働行政の施策を財政面から支える役割を担っております。

また、労働保険制度の運営に当たっては、費用負担の公平性を確保するためにも、労働者を雇用する全ての事業主の加入と労働保険料等の適正な申告及び確実な納付が求められているところです。

本県における労働保険制度の円滑な運営のため、微力ではありますが、努力してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





鹿児島労働局
健康安全課長

あきやま
秋山
よしのり
芳徳

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで健康安全課長を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

この3月までは、監督課主任監察監督官として、長時間労働の抑制、過重労働対策、働き方改革の推進などの業務を微力ながら、携わってまいりました。また、各監督署が適正に業務を推進できるよう、地方監察等を円滑に行うことで、厚生労働省本省と各監督署の橋渡しを、少しでも行うことが出来たのではないかと考えています。

鹿児島労働局健康安全課での勤務は、鹿児島労働基準局安全衛生課の名称だったところで、平成15年度～16年度に係長として勤務したとき以来となります。

また、監督署における安全衛生業務は、川内労働基準監督署や鹿屋労働基準監督署にて行った経験があります。監督署等において、安全衛生業務を行っておりますと、どうしても死亡労働災害に直面することもあります。今年度は、「第14次労働災害防止計画（2023年度から5か年）」の3年目（中間年）となりますが、安全衛生を述べる上で、「労働災害により死亡者を出すことがないように」ということは、前述した監督署等における経験を踏まえて、本職が強く思っているところでございます。

また、働き方改革の観点からも、事業場における安全衛生対策を促進させ、社会的に評価される環境の整備を図っていくことが、長い目で見た場合、事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると考えております。

もとより微力ではございますが、県内の労働者が健康で安心して働くことのできる職場を目指して、労働安全衛生行政を推進していく所存でございますので、会員の皆様方の格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展、会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部 労災補償課長

にしかわ
西川
あや
絢

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。温暖な気候、豊かな自然、魅力的な食材・食文化に加えて、歴史が深く離島や温泉もある鹿児島に勤務することができ大変嬉しく思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求件数の増加傾向が継続しているところです。昨年4月から時間外労働の上限規制がすべての業種に適用されるなど、働き方改革の動きと相俟って過労死等の労災請求事案を巡る社会的な関心は非常に高いものと感じております。脳・心臓疾患、精神障害については、医学的知見を踏まえて定められた認定基準に基づく労災認定を行うため事実関係の整理に多くの調査を要する傾向にありますが、適切に調査を実施することにより、迅速かつ的確な給付に努めてまいります。

労災補償行政全体の運営につきましても、働く方のセーフティネットとしての役割を果たすため、不幸にして被災された方またはそのご遺族に対し、わかりやすい説明、懇切丁寧な対応を心がけるとともに、法令や認定基準などに基づいた迅速・適正な事務処理に取り組んでまいります。

また、労災保険が事業主の皆様からお預かりした労災保険料で賄われる保険制度である以上、制度への信頼を揺るがす不正受給の防止及び労災かくしの排除にも積極的に取り組まなければならないところです。

このような日々の積み重ねにより、鹿児島県の皆様から信頼される労災補償行政を実現してまいりたいと考えております。

もとより微力ではございますが、私自身、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県の労災補償行政の推進に努めていく所存でございますので、会員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

労働基準関係人事異動

(2025年4月1日付)

新官職	氏名	旧官職	新官職	氏名	旧官職
鹿児島労働局			第三方面主任監督官	太田 泰隆	総務部労働保険徴収室 労働基準監督官
総務部			第四方面主任監督官	西之園実広	労働基準部監督課 監督係長
部長	堀池 岳	厚生労働省 労働基準局労災管理課 建設石綿給付金認定等業務 室長補佐	安全衛生課長	小松慎太郎	総務部総務課 人事係長
総務課			労災第二課長	神村 紘子	川内労働基準監督署 労災課長
人事係長	勇 知孝	加治木労働基準監督署 安全衛生課長	川内労働基準監督署		
会計第一係長	中野 譲貴	鹿児島労働基準監督署 労災第一課 労災保険給付調査官	署長	田原 宗治	鹿児島労働基準監督署 副署長
労働保険徴収室			安全衛生課長	赤木 章寛	鹿屋労働基準監督署 安全衛生課長
室長	三角 裕二	労働基準部労災補償課 労災管理調整官	労災課長	森 達彦	鹿屋労働基準監督署 労災課長
室長補佐	植山 博美	加世田公共職業安定所 管理課長（併）雇用保険給 付調査官	鹿屋労働基準監督署		
労災保険給付調査官 （併）適用第二係長	前田 典秀	名瀬労働基準監督署 労災課長	署長	上村 一高	名瀬労働基準監督署 署長
雇用環境・均等室			安全衛生課長	大松 拓生	川内労働基準監督署 安全衛生課長
室長	佐藤かおる	長崎労働局 雇用環境・均等室長	労災課長	猪原 健作	鹿児島労働基準監督署 労災第二課長
室長補佐（指導） （併）雇用環境改善・均等推進 指導官	山元 洋子	職業安定部訓練課 課長補佐	加治木労働基準監督署		
雇用環境改善・均等推進指導官 （併）指導係長	末松亜希子	雇用環境・均等室 助成金係長（併）雇用環境 改善・均等推進指導官	署長	山口 大輔	労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官
助成金係長	有田 杏奈	鹿児島公共職業安定所 （事業所第1部門） 雇用指導官	安全衛生課長	米永 和真	鹿児島労働基準監督署 第四方面主任監督官
労働基準部			名瀬労働基準監督署		
部長	藤原 幹大	高知労働局 総務部長（命）総括政策調 整官	署長	清水 孝則	鹿児島労働基準監督署 第一方面主任監督官
監督課			労災課長	加治佐 篤	総務部総務課 会計第一係長
主任地方労働基準監察監督官	高井 浩二	加治木労働基準監督署 署長	川内公共職業安定所		
地方労働基準監察監督官	児玉 啓	外国人技能実習機構 福岡事務所熊本支所 指導課長	所長	徳元 秀明	職業安定部職業対策課 課長
監督主任 （併）賃金係長	永山 恵	労働基準部労災補償課 労災保険給付専門官	【宮之城出張所】		
賃金室			出張所長	今村 浩文	職業安定部職業安定課 地方雇用保険監察官（事務 組合）
室長補佐 【役職定年制】	二石 和伸	川内労働基準監督署 署長	鹿屋公共職業安定所		
健康安全課			所長	東 省吾	川内公共職業安定所 所長
課長	秋山 芳徳	労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督 官	国分公共職業安定所		
課長補佐 （併）地方労働衛生専門官	神村健一郎	労働基準部健康安全課 地方労働衛生専門官	所長	今村 健二	職業安定部職業安定課 地方職業安定監察官
地方産業安全専門官 【役職定年制】	勝田 清人	労働基準部 健康安全課長	【大口出張所】		
労災補償課			出張所長	園田 瑞穂	出水公共職業安定所 管理課長（併）雇用保険給付 調査官
課長	西川 絢	厚生労働省 労働基準局労災管理課 管理係長	加世田公共職業安定所		
労災管理調整官 【役職定年制】	松山 雅彦	総務部労働保険徴収室 室長	所長	松元 初美	川内公共職業安定所 宮之城出張所長
職業安定部			出水公共職業安定所		
職業安定課			所長	岩元 高志	鹿屋公共職業安定所 次長
課長	前野 里美	国分公共職業安定所 所長	指宿公共職業安定所		
職業対策課			所長	川畑 義昭	職業安定部需給調整事業室 室長
課長	末吉 淳一	加世田公共職業安定所 所長	転出等		
需給調整室			厚生労働省大臣官房地方課長補 佐（併）大臣官房地方課地方支 分部局法令遵守室（命）中央総務 監察委員	三姓 晃一	総務部長 （命）総括政策調整官
室長	野崎 誠	職業安定部職業安定課 地方雇用保険監察官（併） 給付係長	大分労働局職業安定部長	崎浜 淳太	雇用環境・均等室長
鹿児島労働基準監督署			厚生労働省政策統括官付参事官 （企画調整担当）付審査解析室 長補佐（併）政策統括官付参事 官（企画調整担当）付人口動態・ 保健社会統計室長補佐（併）大 臣官房厚生科学課科学技術調整 官	森川 直哉	労働基準部長
副署長	壺屋 明	労働基準部健康安全課 課長補佐（併）地方労働衛 生専門官	厚生労働省労働基準局労災管理 課中央労災補償監察官、内閣府 独立公文書管理監付参事官付参 事官補佐（併）内閣府公文書監 察室参事官補佐（併）大臣官房 公文書管理課	松下修一郎	労働基準部労災補償課長
第一方面主任監督官	井手口真人	鹿児島労働基準監督署 安全衛生課長			
第二方面主任監督官	今西 匠	鹿児島労働基準監督署 第三方面主任監督官			

令和7年度鹿児島労働局行政運営方針について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局の行政運営に当たっての基本姿勢（抜粋）

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

II 人手不足対策

人手不足対策

III リ・スキリングによる能力向上支援

リ・スキリングによる能力向上支援
労働移動の円滑化

IV 女性の活躍促進等誰もが活躍できる職場づくり

女性活躍促進に向けた取組促進等
総合的なハラスメントの防止
仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
フリーランスの就業環境の整備

V 安全で健康に働くことができる環境づくり

長時間労働の抑制
労働条件の確保・改善対策
第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
労災保険給付の迅速・公正な処理

鹿児島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧



厚生労働省 鹿児島労働局
労働基準監督署・公共職業安定所



ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

以下、「◎」は最重点事項

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

◎（1）事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援



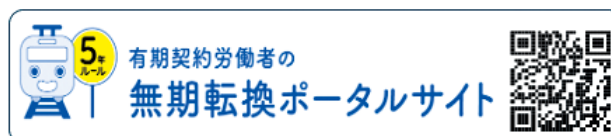
(2) 最低賃金制度の適切な運営

鹿児島県の最低賃金			
最低賃金の種類		最低賃金額（時間額）	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	953円	令和6年10月5日
特定（産業別）最低賃金	自動車（新車）小売業	986円	令和6年12月21日

最新の最低賃金額は鹿児島労働局ホームページで確認できます。



- ◎ (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底
- ◎ (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援
- (5) 無期転換ルールの円滑な運用に向けた周知

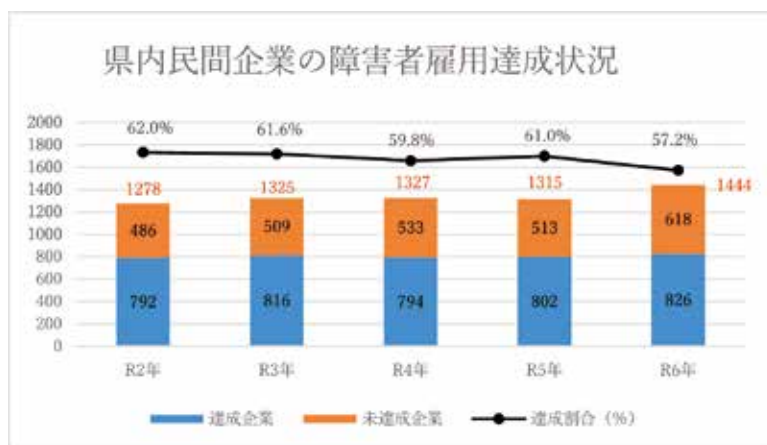


Ⅱ 人手不足対策

1 人手不足対策

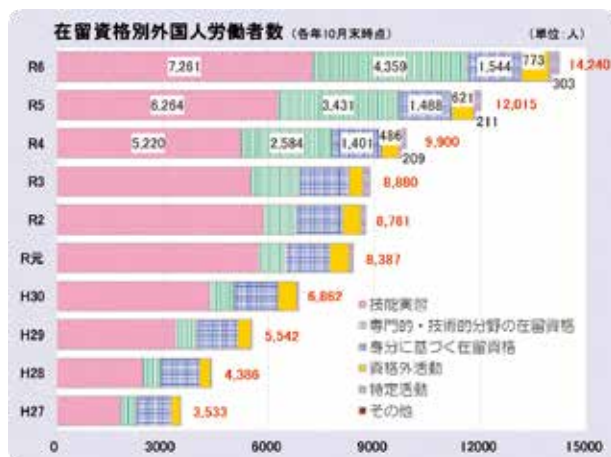
生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援の取組を進めてまいります。また、高齢者、障害者、外国人等、多様な人材の就労・社会参加を促進するため、ハローワークにおけるマッチング支援や事業主支援に取り組めます。

- ◎ (1) 人手不足対策
 - (2) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応
 - (3) 高齢者等の就労による社会参加の促進
 - ① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援
 - ② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援
 - ③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保
- ◎ (4) 障害者の就労促進
 - ① ハローワークのマッチング機能強化による障害者の受入れ等の支援



- ② 改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- ④ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援
- (5) 外国人求職者等への就職支援、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等
 - ① 外国人留学生等に対する相談支援の実施

- ② ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備
- ③ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施等（※1）
- （6）就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就労支援
- （7）新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援（※2）
- （8）地域若者サポートステーション等との連携による若年無業者等への就労支援
- （9）正社員就職を希望する若者への就職支援
- （10）雇用保険制度の適正な運営



※1 （5）③に関するグラフ



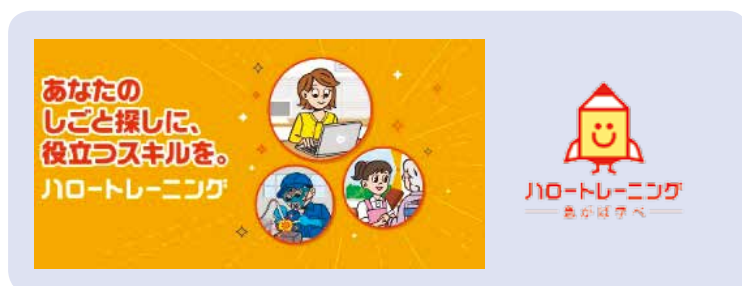
※2 （7）に関するマーク等

Ⅲ リ・スキリングによる能力向上支援

1 リ・スキリングによる能力向上支援

グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及など企業経営が複雑化するなか、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めていくことが重要なことから、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るなどリ・スキリングによる能力向上支援を推進します。

- （1）教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- （2）地域職業能力開発促進協議会の活用
- （3）労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組みを促すための相談支援事業等の拡充
- （4）求職者支援制度の活用促進



- （5）公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- （6）デジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- （7）人材開発支援助成金による人材育成の推進

2 労働移動の円滑化

人材の有効活用及び労働者の意欲と能力に応じて活躍できる機会を確保するため、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめとした労働市場の機能を強化し、個々人の自由な選択を可能とする環境整備に取

り組みます。

加えて、若年者の流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化していることから、地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、マッチングの支援に取り組みます。

- (1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進
- (2) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化
- (3) ハローワークにおけるオンラインの活用による利便性の向上及びキャリアコンサルティング機能の充実
- (4) 地域雇用の課題に対する地方公共団体等の取組の支援
- (5) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職の支援

Ⅳ 女性の活躍推進等誰もが活躍できる職場づくり

1 女性活躍促進に向けた取組促進等

◎（１）女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等



（２）マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

● マザーズハローワークかごしまマスコットキャラクター「ウィズ&ユウ」



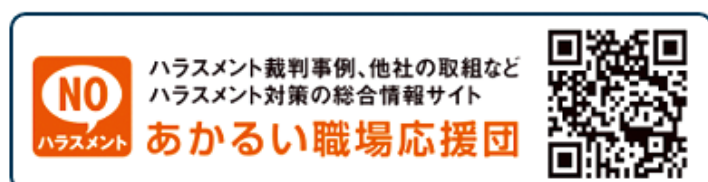
親コアラ：ウィズ（with貴方と一緒に）
子コアラ：ユウ（you又は優しい気持ちの優）

（３）女性の健康課題に取り組む事業主への支援等



2 総合的なハラスメントの防止

◎職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保



3 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

◎（１）仕事と育児・介護の両立支援

- ① 育児・介護休業法の周知及び履行確保
- ② 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組み支援
- ③ 出生後休業支援金及び育児短就業給付の活用
- ④ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備
- ⑤ 次世代育成支援対策の推進
- ⑥ 不妊治療と仕事の両立の推進



（２）多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

- ① 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- ② 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- ③ 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
- ④ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

4 フリーランスの就業環境の整備

- （１）フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等
- （２）労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

V 安全で健康に働くことができる環境づくり

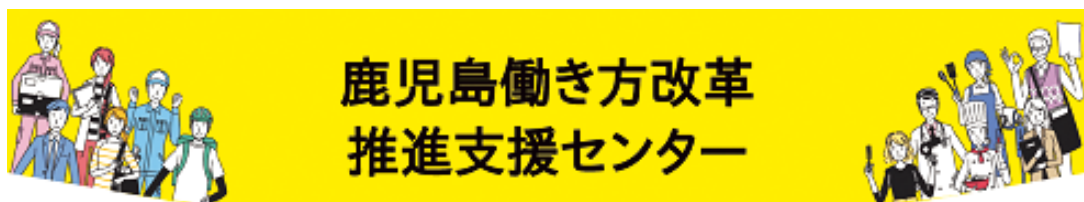
1 長時間労働の抑制

◎（１）長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

	監督指導件数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	163 (100%)	145 (89.0%)	89 (54.6%)	35 (21.5%)	47 (28.8%)

（令和5年度 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果）

（２）中小企業・小規模事業者等に対する支援



- ◎（３）令和6年度適用開始業務等（医師、建設事業、自動車運転の業務等これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた業務）への労働時間短縮に向けた支援
- （４）長時間労働につながる取引環境の見直し

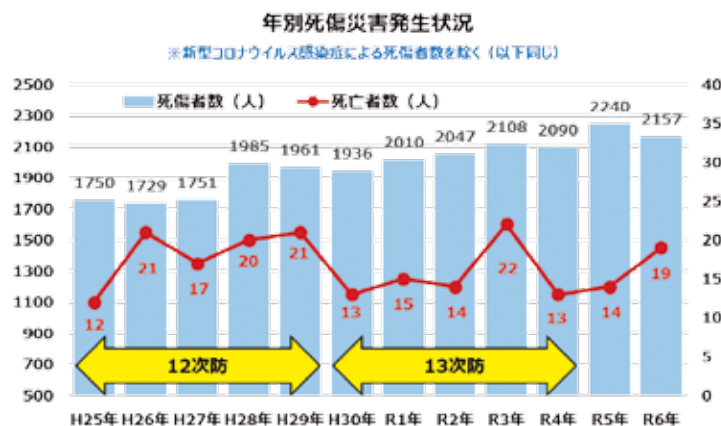
2 労働条件の確保・改善対策

- (1) 法定労働条件の確保等
- (2) 労働契約関係の明確化
- (3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ① 外国人労働者

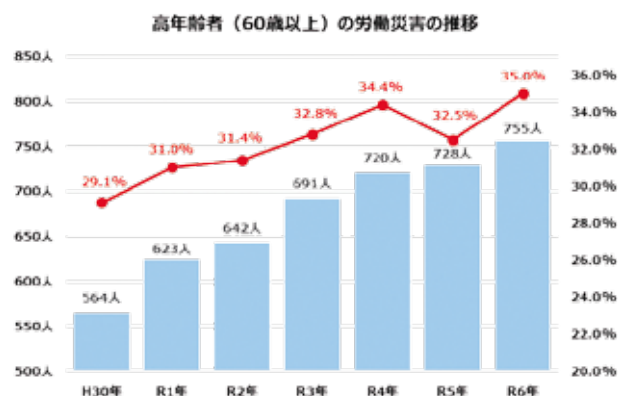
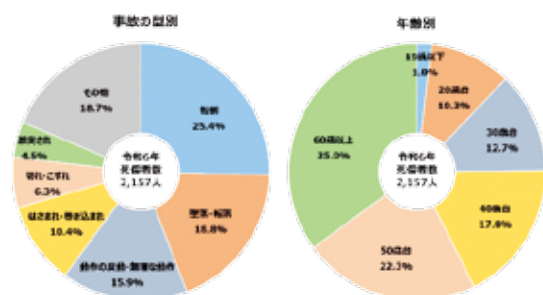
外国人労働相談コーナー（ベトナム語） Góc tư vấn dành cho người lao động nước ngoài (bằng Tiếng Việt)	
開設曜日 Ngày làm việc	毎週金曜日 thứ sáu hàng tuần 午前9時～午後4時30分
開設時間 Giờ làm việc	9:00 sáng ~ 4:30 chiều
相談コーナー設置場所 Địa chỉ Góc tư vấn	鹿児島労働局監督課 Phòng thanh tra Cục lao động tỉnh Kagoshima
電話番号 Số điện thoại	099-216-6100

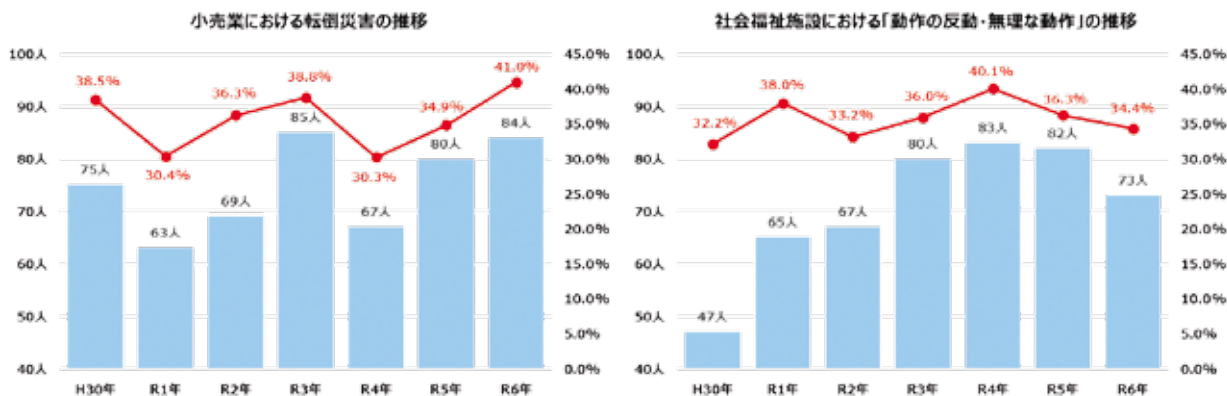
- ② 自動車運転者
- ③ 障害者である労働者
- (4) 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

3 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

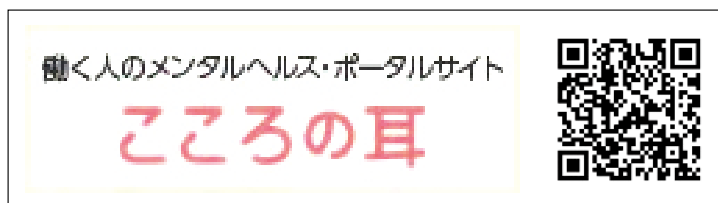


- (1) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ◎ (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ◎ (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進





- (4) 外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- ◎ (7) 労働者の健康確保対策の推進
 - ① メンタルヘルス対策及び過重労働対策等
 - ② 産業保健活動の促進



- ◎ (8) 新たな化学物質規制の周知・指導等の健康障害対策の推進
 - ① 化学物質による健康障害防止対策の推進
 - ② 石綿による健康障害防止対策の推進
 - ③ 熱中症予防対策の推進

4 労災保険給付の迅速・公正な処理

労災保険給付の迅速・公正な処理

社会的関心が高く、複雑困難な事案の労災補償状況（主なもの）



注1 令和6年度の件数は、令和6年12月末現在。

注2 決定件数等は、当該年度に業務上又は業務外の決定などを行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 認定件数は、当該年度に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。



労働者の健康を守る局所排気装置について

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

田原 崇志

リスクアセスメントの義務化は、労働者の安全と健康を確保するための重要な取り組みです。特に化学物質を扱う事業場では、危険性や有害性を特定し、リスクを評価・低減することが求められます。2025年4月1日からの労働安全衛生法改正により、対象物質が拡大され、リスクアセスメントの実施がさらに強化されました。この改正は、化学物質による労働災害を防止し、作業環境の安全性を向上させることを目的としています。

リスクアセスメントの結果に基づき、以下の優先順位で対策を講じることが推奨されます。

1. 代替物の使用：有害性の低い物質への変更
2. 発散源の密閉：有害物質の発散を防ぐ設備の導入
3. 局所排気装置の設置：有害物質に近い場所での効率的な排気
4. 作業手順の改善：作業方法を見なおして、有害物質の発散リスクを低減
5. 個人用保護具の使用：必要に応じてマスクや手袋を使用

上記1. と2. の対策が難しい場合、上記3. の対策を講じます。局所排気装置とは、作業場内で発生する有害物質や粉じんを効果的に排出するための装置です。以下に、局所排気装置の基本的な仕組みや重要性についてわかりやすく解説します。

局所排気装置の基本的な仕組み

局所排気装置の基本的な仕組みを図1に示し、その概要を以下に記載します。

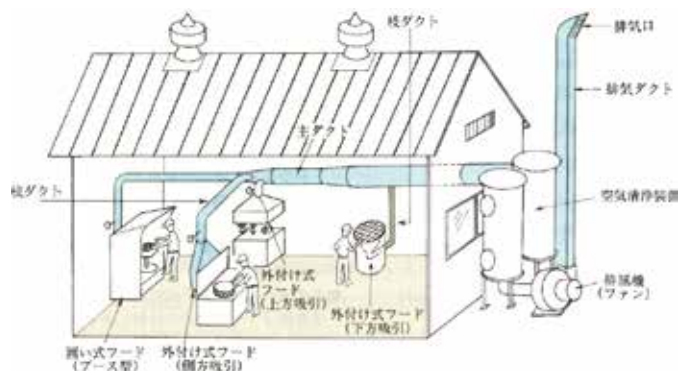


図1 局所排気装置の概要図（新やさしい局排設計教室より抜粋）

【吸引】

フードが空気を吸い込み、有害物質を発生源から取り除きます。この吸引力は排風機（ファン）によって維持されます。局所排気装置のフードは、作業場所の状況や有害物質の状況に応じて図1のように使い分けますが、大きく分けて以下のような種類があります。

・囲い式フード

汚染源を囲むように設置され、汚染された空気を効率的に吸引します。汚染源を囲んでいるため、周辺気流の影響は受けにくく除去効率が高いフードです。

・外付け式フード

汚染源の近くに設置して、汚染された空気を吸引します。周辺気流の影響を受けやすいですが、作業性が良いフードです。

【移動】

吸い込んだ空気は枝ダクト、主ダクトを通じて移動し、有害物質を作業環境外に排出します。

【排気または処理】

ダクトの終端で有害物質を空気清浄装置で除去し、安全な状態にしてから外部に放出します。一部の装置では、有害物質の化学処理やフィルターによる除去が行われます。

局所排気装置の重要性

人は人生の約3分の1を労働時間に費やしているとされています。有害物質や粉じんに長時間暴露されると健康被害が発生する可能性があります。局所排気装置を適切に設置・運用することで、以下のような効果が期待できます。

- ・健康被害の防止: 有害物質や粉じんの吸引を防ぐことで、作業者の健康を守ります。
- ・作業環境の改善: 汚染された空気を排出することで、作業環境を清潔に保ちます。

局所排気装置は、リスクアセスメント実施後のリスク低減対策に非常に有効な装置です。また、作業者の健康を守り作業環境を清潔に保つために欠かせない装置です。適切な設置・運用を行い、安全で快適な作業環境を実現しましょう。

令和8年3月新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について

鹿児島労働局訓練課

◎令和8年3月新規高等学校卒業者用求人申込書の安定所受付開始は・・・ 令和7年6月1日から

◎求人受理後の日程は

7月1日以降 安定所から企業へ確認済求人票の交付（学校への訪問及び求人票提示の開始）

9月5日以降 学校から企業へ生徒応募書類の提出開始

9月16日以降 選考及び内定開始

卒業(卒業式)後 就業開始

◆学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。事業主の皆様にとっても、長期的に企業活動を支える人材採用の重要な機会ですので、中長期的な人事計画等のもと、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、その年の募集・採用人数等を決定してください（原則として安定所受付後の求人取消・求人数の削減はできません）。

◆鹿児島県は、若い労働力の県外流出が課題となっております。鹿児島県の将来を担う若者の雇用・人材育成のためにも採用枠の確保と求人申込みについてご協力をお願いします。

◆一般に、高校生は応募先の検討を夏休みまでに行いますので、高校生の選択を広げるためにも早期の求人提出をお勧めします。

◆令和6年度より、鹿児島県内のハローワークで受け付ける高卒求人には、履歴書のパソコン作成可否を記載していただいております。求人申込み時に補足事項欄に「履歴書：手書き作成のみ」、「履歴書：パソコン作成のみ」、「履歴書：手書き・パソコン作成どちらでも可」のいずれかを記載いただくようお願いします。また、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利を生じさせないようお願いいたします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年2月分】

県内有効求人倍率 1.08倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.24倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.09倍（前年同月比0.04P減）

全国正社員有効求人倍率 1.07倍（前年同月比0.03P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金の情報検索にご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

厚生労働省のウェブページは、必要な情報に早く確実にたどり着けるように助成金情報を掲載しています。

右のQRコード又は
「雇用関係助成金」で検索☞



*ウェブページでは対象者から助成金を探すこともできます。

障害者

高年齢者

母子家庭の母等

有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）

建設労働者

就職氷河期世代

若年者

育児や介護を行う労働者

この他、「労働者の職業能力の向上を図る」などの取組内容から検索することも可能です。

令和6年 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種	年	令和6年		令和5年		対前年		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		2,157	19	2,240	14	-83	5	-3.7%	35.7%
1 製造業		392	6	440	4	-48	2	-10.9%	50.0%
1 食品製造業		248	4	254	3	-6	1	-2.4%	33.3%
4 木材・木製品製造業		24	1	21		3	1	14.3%	
9 窯業・土石製品製造業		16	1	22		-6	1	-27.3%	
11～12 金属製品製造業		28		30		-2		-6.7%	
13～15 機械器具製造業		36		43		-7		-16.3%	
上記以外の製造業		40		70	1	-30	-1	-42.9%	-100.0%
2 鉱業		3		9		-6		-66.7%	
3 建設業		316	6	304	3	12	3	3.9%	100.0%
1 土木事業		114	5	102	1	12	4	11.8%	400.0%
2 建築工事業		151	1	150	1	1		0.7%	
3 その他の建設業		51		52	1	-1	-1	-1.9%	-100.0%
4 運輸交通業		207	1	211	1	-4		-1.9%	
1 鉄道・航空機業		2		5		-3		-60.0%	
2 道路旅客運送業		16		17		-1		-5.9%	
3 道路貨物運送業		189	1	189	1				
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		24	1	22		2	1	9.1%	
1 陸上貨物取扱業		10		11		-1		-9.1%	
2 港湾運送業		14	1	11		3	1	27.3%	
6 農林業		103	2	106	1	-3	1	-2.8%	100.0%
1 農業		54	1	62		-8	1	-12.9%	
2 林業		49	1	44	1	5		11.4%	
7 畜産・水産業		120		111		9		8.1%	
8 商業		278		293	2	-15	-2	-5.1%	-100.0%
1 卸売業		51		37		14		37.8%	
2 小売業		205		229	2	-24	-2	-10.5%	-100.0%
3 理美容業		2		2					
4 その他の商業		20		25		-5		-20.0%	
9 金融・広告業		16		23		-7		-30.4%	
11 通信業		21		25		-4		-16.0%	
12 教育・研究業		14		30		-16		-53.3%	
13 保健衛生業		364	1	387		-23	1	-5.9%	
1 医療保健業		144	1	149		-5	1	-3.4%	
2 社会福祉施設		212		226		-14		-6.2%	
3 その他の保健衛生業		8		12		-4		-33.3%	
14 接客娯楽業		116		112	1	4	-1	3.6%	-100.0%
1 旅館業		31		25	1	6	-1	24.0%	-100.0%
2 飲食店		64		66		-2		-3.0%	
3 その他の接客娯楽業		21		21					
上記以外の事業		183	2	167	2	16		9.6%	
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・ゴミ処理業		100		89		11		12.4%	
16 官公署									
17 その他の事業		83	2	77	2	6		7.8%	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		199	1	200	1	-1		-0.5%	
第三次産業（8～17）		992	3	1,037	5	-45	-2	-4.3%	-40.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上のもので、死亡を含む。
② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
③ 新型コロナウイルス感染症の発生による労働災害を除いたもの。

業種別死傷災害発生状況 (令和7年3月末)

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
業種	年	令和7年		令和6年		対前年		
						増減数		増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数 死亡者数
全産業		371	2	361	5	10	-3	2.8% -60.0%
1 製造業		78	1	79	2	-1	-1	-1.3% -50.0%
1 食料品製造業		46		52	2	-6	-2	-11.5% -100.0%
4 木材・木製品製造業		4	1	2		2	1	100.0%
9 窯業土石製品製造業		3		4		-1		-25.0%
11～12 金属製品製造業		6		6				
13～15 機械器具製造業		4		8		-4		-50.0%
上記以外の製造業		15		7		8		114.3%
2 鉱業		1				1		
3 建設業		54		57	2	-3	-2	-5.3% -100.0%
1 土木工事業		22		24	1	-2	-1	-8.3% -100.0%
2 建築工事業		21		24	1	-3	-1	-12.5% -100.0%
3 その他の建設業		11		9		2		22.2%
4 運輸交通業		38		34	1	4	-1	11.8% -100.0%
1 鉄道・航空機業								
2 道路旅客運送業		3		2		1		50.0%
3 道路貨物運送業		35		32	1	3	-1	9.4% -100.0%
4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		3		5		-2		-40.0%
1 陸上貨物取扱業				3		-3		-100.0%
2 港湾運送業		3		2		1		50.0%
6 農林業		16	1	19		-3	1	-15.8%
1 農業		5	1	10		-5	1	-50.0%
2 林業		11		9		2		22.2%
7 畜産・水産業		10		21		-11		-52.4%
8 商業		51		40		11		27.5%
1 卸売業		7		2		5		250.0%
2 小売業		39		31		8		25.8%
3 理美容業		1				1		
4 その他の商業		4		7		-3		-42.9%
9 金融・広告業		1		4		-3		-75.0%
11 通信業		5		2		3		150.0%
12 教育・研究業		3		5		-2		-40.0%
13 保健衛生業		67		52		15		28.8%
1 医療保健業		27		23		4		17.4%
2 社会福祉施設		39		29		10		34.5%
3 その他の保健衛生業		1				1		
14 接客娯楽業		15		14		1		7.1%
1 旅館業		2		1		1		100.0%
2 飲食店		6		8		-2		-25.0%
3 その他の接客娯楽業		7		5		2		40.0%
上記以外の事業		29		29				
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業		16		22		-6		-27.3%
16 官公署		1				1		
17 その他の事業		12		7		5		71.4%
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		35		35	1		-1	-100.0%
第三次産業（8～17）		171		146		25		17.1%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

対象となる事業場の皆様！

化学物質の自律的な 管理の取り組みは 進んでいますか？

リスクアセスメントって何？

リスクアセスメントは
難しいの？リスクアセスメントは
どうやってするの？リスクアセスメントを
したらどうすれば
いいの？

実施にあたっての不安を解消しませんか？

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から「化学物質管理者」の選任が事業者には義務付けられるなど、事業場内の化学物質に関する管理が幅広く必要となります。化学物質の管理を進めていくうえで、リスクアセスメントは不可欠です。

当センターでは、専門的な産業保健研修会を定期的に開催していますが、労働衛生工学の分野を担当している産業保健相談員による「化学物質のリスクアセスメント」をテーマにしたお勧めの研修会をご案内しますので、事業場の化学物質管理者や衛生管理者などの労働衛生に関わるご担当者の皆様、是非ご参加ください。お申込みお待ちしております。

令和7年6月7日(土)14:00～16:00

会場	鹿児島県医師会館 4階 大ホール（鹿児島市中央町8-1）
テーマ	CREATE SIMPLEを用いた化学物質のリスクアセスメントのやり方
講師	産業保健相談員 東 正樹 先生（労働衛生工学）
定員	50名（先着順となります）

**受講
無料**

令和7年7月17日(木)18:00～20:00

会場	光健ボイスビル 2階（鹿児島市上之園町25-36）
テーマ	自律的な化学物質管理とリスクアセスメント
講師	産業保健相談員 中甫木 直樹 先生（労働衛生工学）
定員	10名（先着順となります）

令和7年8月30日(土)14:00～16:00

お申し込みは
こちら

会場	鹿児島県医師会館 3階 中ホール（鹿児島市中央町8-1）
テーマ	化学物質のリスクアセスメント（クリエイトシンプルを用いたリスクの見積り手法）
講師	産業保健相談員 田原 崇志 先生（労働衛生工学）
定員	30名（先着順となります）

日医認定産業医（生涯研修）の皆様

この案内は**事業場向け**となっていますので、上記の
二次元コードからのお申し込みはご遠慮ください。

会場には駐車場はございません。
公共交通機関、もしくはコインパーキングを
ご利用ください。

独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002 HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

さんぽセンター 主催

オンライン

令和7年度 産業保健セミナーのご案内

鹿児島産業保健総合支援センターでは、「メンタルヘルス対策」や「治療と仕事の両立支援」について、オンラインセミナーを予定しております。
講師は、日頃から事業場支援に携わっておりますメンタルヘルス対策・両立支援促進員です。
皆さまのご参加をお待ちしております！

開催日程	セミナーテーマ	※日医認定産業医の単位取得はできません
5月27日(火)	ストレスチェック判定図を活用して職場環境改善を考える！	
6月6日(金)	職場のハラスメントを知ろう	
6月24日(火)	治療と仕事の両立支援のための労務管理について	
7月7日(月)	職場のメンタルヘルス対策ーポジティブなメンタルヘルス対策へ向けてー	
7月18日(金)	風通しのよい職場づくりを目指して	
8月21日(木)	メンタルヘルス対策 ～ ストレスすっきり！睡眠を見直す ～	
8月28日(木)	ハラスメントと心の不調	
9月9日(火)	職場のメンタルヘルス対策：一次・二次・三次予防について	
9月19日(金)	ストレスチェック制度について	
9月30日(火)	治療と仕事の両立支援 ～ 諸制度の活用 ～	

参加
無料

時 間：14時～15時30分

形 式：オンライン（Zoom）

対 象 者：事業者、人事労務担当者、衛生管理者、産業保健スタッフなど

講 師：鹿児島産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策・両立支援促進員（社会保険労務士、産業カウンセラーなど）

申 込：ホームページ申込フォーム、2次元コード

そ の 他：セミナー開催日は変更になる可能性もございます。

変更になる場合は、お申込のメールアドレス宛にご連絡いたします。

申込期限：

セミナー開催日の
4日前まで

お申込みはこちら

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

ご利用・ご相談は
すべて無料！

さんぽセンターの支援 事業場からのお申込みお待ちしております

- ・メンタルヘルス対策支援
- ・治療と仕事の両立支援
- ・専門的・実践的研修
- ・運動指導等の支援 など

相談聞く
ソウ〜！独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>さんぽ
センター

令和7年6月・7月 講習開催のご案内（5月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	6/30～7/1	5/7	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
床上操作式クレーン運転	6/30～7/2	5/7	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	7/3～4	5/7	会員 15,620円 一般 16,280円	
技 車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	7/4	5/7	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
能 [普通自動車運転免許証等写し必要] フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	【全科目者】 7/7～11	5/12	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
	【科目免除者】 7/7～8		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタビラ車限定を除く)
講 車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/14～18	5/19	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
	【科目免除者】 7/14～15		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
習 玉 掛 け	7/14～16	5/19	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	
小型移動式クレーン運転	7/22～24	5/26	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	
酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	7/23～25	5/26	会員 21,340円 一般 22,110円	
教 育 特 別 フ ル ハ 一 ネ ス 型 墜 落 静 止 用 器 具	7/22	5/26	会員 10,725円 一般 11,825円	
そ の 他 教 育 職 長 教 育	7/7～8	5/12	会員 12,980円 一般 16,280円	
第 一 種 衛 生 管 理 習 第 二 種 衛 生 管 理 習	7/7～9	FAX受付 5/12～	会員 21,560円 一般 24,860円	当協会ホームページから申込書取得後、FAXにてお申込み下さい。オロシティーホールで開催。
	7/10～11	※Web予約は 不要です。	会員 16,170円 一般 19,470円	当協会ホームページから申込書取得後、FAXにてお申込み下さい。オロシティーホールで開催。

川内地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習 小型移動式クレーン運転	7/1～3	5/7	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

西之表地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
龍 特 定 化 学 物 質 及 び 響 四 アルキル鉛等作業主任者	7/17～18	5/19	会員 15,620円 一般 16,280円	

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講対象者
6/4	5/7～9	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	5/13	オロシティー ホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方